

## 住宅改修費支給(事後申請)・福祉用具購入費申請の受付締切日が変わります!!

日頃より、介護保険事業の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
このたび、住宅改修費支給(事後)及び福祉用具購入費の申請書類の受付切日を、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

### 1 変更内容

【変更前】毎月 25 日締め → 【変更後】毎月 **20** 日締め

※20日が閉庁日(土・日・祝)にあたる場合は、直前の開庁日を締切日とします。

### 2 適用開始

令和8年4月から

### 3 対象となる申請

- ・介護(予防)住宅改修費支給の事後申請
- ・特定福祉用具購入費の申請

### 4 令和8年度 受付締切日一覧

令和8年	4月20日(月)
	5月20日(水)
	6月19日(金)
	7月17日(金)
	8月20日(木)
	9月18日(金)
	10月20日(火)
	11月20日(金)
	12月18日(金)
令和9年	1月20日(水)
	2月19日(金)
	3月19日(金)


#### ★担当からのお願い★

- ・余裕を持った申請にご協力ください。
- ・受付後の審査をスムーズに行えるよう、申請書類に不備がないか十分な確認をお願いします。
- ・10件以上の申請書をまとめて提出された場合、締切日内の提出であっても翌月扱いとなる場合があります。申請書はまとめず、完了後の速やかな提出にご協力ください。
- ・ご利用者の身体状況を、十分に考慮した対応をお願いします。

## 5 その他

- ・締切日を過ぎた申請は、翌月扱いとなる場合があります。
- ・工事完了後、購入後は、早めの書類提出にご協力ください。
- ・事業所内および関係者間での周知をお願いします。

問い合わせは

渋谷区福祉部介護保険課 介護給付係  03-3463-1997(直通)